

離婚届の書き方と注意

字は略さず丁寧に書いてください

黒インク又は黒ボールペンで書いてください
消せるボールペンでは書かないでください

1. 持参するもの
- 離婚届書および添付書類。
 - 届出人(夫と妻)の印鑑(シャチハタ以外)。
 - 届出書を持参する方の顔写真のある官公署発行の身分証明書。(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)

2. 届書の枚数と添付書類
- 離婚届書 1枚
 - 夫妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 各1通
ただし、届出地に本籍がある場合は必要ありません。
 - 裁判離婚(協議離婚以外)の場合、以下の添付書類が必要です。
 - (1) 調停離婚の場合 → 調停調書の謄本
 - (2) 審判離婚の場合 → 審判書の謄本と確定証明書
 - (3) 和解離婚の場合 → 和解調書の謄本
 - (4) 認諾離婚の場合 → 認諾調書の謄本
 - (5) 判決離婚の場合 → 判決書の謄本と確定証明書

3. 届出人
- 協議離婚の場合は夫と妻です。
 - 裁判離婚(協議離婚以外)の場合は調停もしくは裁判の申立人又は訴提起者です。

お問い合わせは

〒939-1398
富山県砺波市栄町7番3号
砺波市役所 市民課 市民係
電話 0763-33-1111 内線(131-132)

離婚届

平成〇年〇月〇日届出

〇〇市(町・村)長 殿

(1) 氏名	夫 甲野 良男	妻 甲野 幸子
生年月日	昭和46年5月5日	昭和50年3月3日
住所	〇〇県 〇〇市 富士見 4丁目 2番地 1号	〇〇県 〇〇市 朝日町 1丁目 2番地 3号
本籍	〇〇県 〇〇市 〇〇町 1111番地 1号 甲野 良男	〇〇県 〇〇市 〇〇町 1111番地 1号 甲野 幸子
父母の氏名	夫の父 甲野 富一 母 甲野 松子	妻の父 乙川 豊夫 母 乙川 和江
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認 <input type="checkbox"/> 判決
結婚前の氏に居る者の本籍	〇〇県 〇〇市 大字柳町 25番地 1号 乙川 幸子	
同居の期間	平成17年2月から平成29年9月まで	
同居する前の住所	〇〇県 〇〇市 富士見 4丁目 2番地 1号	
別居する前の夫婦のそれぞれのお仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている既帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している既帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者既帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの既帯(日*または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者既帯及び会社団体の役員(日*または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の既帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない既帯	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
届出人	夫 甲野 良男 (印)	妻 甲野 幸子 (印)
事件簿番号	電話 090 (XXXX) XXXX 自宅・勤務先 (携帯)	

※ (甲野) (甲野)

◎未成年の子がいる場合、届出書右面に親子の(面会交流)や(養育費の分担)について記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものに印をつけてください。
(面会交流)
取決めをしている。
取決めていない。
(養育費の分担)
取決めをしている。
取決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の字体どおり書いてください。

現在の住民登録をしている住所を書いてください。住所の変更をするときは住所異動の手続きが必要です。

婚姻中の本籍を書いてください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書きます。夫が養子のとき、妻が養女のときは養父母の氏名は「その他」欄に書いてください。
(例) 夫の 養父 戊辰 正男
養母 戊辰 敬英 養子

婚姻のとき氏が変わった方は、次の中から選んで書いてください。

- (1) 婚姻前の氏を名り、婚姻前の戸籍にもどる
 - (2) 婚姻前の氏を名り、自分で新しい戸籍をつくる
 - (3) 婚姻中の氏を名り、自分で新しい戸籍をつくる
- この場合は記入しないでください。離婚届とは別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。届け出期間は離婚の日から3ヵ月以内です。

夫婦の間に未成年(20歳未満)の子がいる場合は親権者をどちらか一方に決めてから書いてください。

婚姻中の世帯の仕事を選んで該当する箇所に入れてください。

国勢調査の年のみ記入してください。

婚姻中の氏名で各自署名し、別々の印鑑(シャチハタ以外)を押してください。(協議離婚のとき) 裁判離婚の場合は申立人又は訴提起者が署名し、印鑑(シャチハタ以外)を押してください。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

証人	戊山 武 (印)	己谷 政江 (印)
生年月日	昭和51年6月6日	昭和40年7月7日
住所	〇〇県 〇〇市 中央町 5丁目 5番地 1号	〇〇県 〇〇市 大手町 100番地 119号
本籍	〇〇県 〇〇市 深川 132番地 1号	〇〇県 〇〇郡 〇〇町 新和 123番地 1号

離婚の事実を知っている成年者(20歳以上)の署名押印が必要です。印鑑(シャチハタ以外)は各自別々のものを使用してください。協議離婚のときだけ必要です。

※ (戊山) (己谷)

※夫婦及び証人の方の捺印がそれぞれ必要です。夫婦については左側、証人の方については右側の余白に押印(シャチハタ以外)してください。